

令和3年度 補助金等情報一覧<< 建設部 >>

番号	事業名	補助対象(者)	対象事業・助成内容(概要)	問合せ先	詳細アドレス
1	登米市街なみ景観整備事業	登米町寺池上町の一部、中町、荒町、桜小路の一部、三日町、九日町、金谷の一部(詳しくは問合せ先までご確認ください。) ※令和3年11月30日まで	交付対象となる経費(個別の上限額あり) ①門、塀、樹木等の移設に要する経費 ②住宅等の新築、増築、改築及び修繕の際の外観に係る経費 ③門、塀等の外構修景整備に要する経費 ④建築設備の隠蔽及び修景に係る経費 ⑤自動販売機の隠蔽及び修景に係る経費 ⑥色彩の統一に係る経費 ⑦その他市長が必要と認めた経費 補助率は、交付対象経費の2分の1又は合計で300万円のいずれか少ない額	登米市建設部 住宅都市整備課 都市整備係 TEL:0220-34-2316 登米市登米総合支所 市民課地域振興係 TEL:0220-52-5051	https://www.city.tome.miyagi.jp/jyutakutoshi/shisejoho/keikan/keikan/matinamikeikan.html
2	登米市木造住宅耐震診断助成事業	下記に全て該当する住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅 ②木造平屋建てから木造3階建てまでの住宅 過去に市の耐震診断、または改修計画を受けていない住宅	専門家による木造住宅の耐震診断に対し、その費用の一部を補助 市負担=142,400円 個人負担額=8,400円(200㎡以下)~39,800円(340㎡を超える) ※住宅延べ床面積によって異なる	登米市建設部 住宅都市整備課 建築係 TEL:0220-34-2316	https://www.city.tome.miyagi.jp/jyutakutoshi/kurashiji/anken/bosai/jishin/taisinn.html
3	登米市木造住宅耐震改修工事助成事業	③市の耐震診断助成事業実施要綱に基づき、耐震改修計画を策定した住宅、もしくは、今後受ける耐震診断の総合評点が、1.0未満となった住宅で、改修工事完了後の総合評点が1.0以上となる住宅(総合評点0.7未満の場合、建替えも可能)	壁や基礎の補強、腐食部分の改修などを行うことによって、地震に対する安全性を高める工事に対し、費用の一部を補助 上限=85万円 補助率=対象経費の25分の17 宮城県内の建設業者(本店・支店)に依頼した場合、次の加算制度が有ります。 ○耐震化工事のみの場合 上限=15万円 ○10万円以上のリフォーム工事を同時に実施した場合 上限=25万円	登米市建設部 住宅都市整備課 建築係 TEL:0220-34-2316	https://www.city.tome.miyagi.jp/jyutakutoshi/kurashiji/anken/bosai/jishin/taisinn.html
4	登米市危険ブロック塀等除却事業	【ブロック塀等の撤去】 ①公衆用道路等の路面からの高さが1m以上(擁壁上の場合は60cm以上) ②平成14年度以降の実態調査、または今後行う実態調査で「D・E」判定を受けたもの ③一部撤去の場合は、路面からの高さを50cm以下に改修する場合 【生垣等の設置】 ④危険なブロック塀等の撤去跡地への軽量の生垣等の設置工事	【ブロック塀等の撤去】 倒壊の恐れがある危険なブロック塀等を取り壊す場合、その費用の一部を補助 補助額=4,000円/㎡ 上限=15万円 補助率=対象経費の3分の2 【生垣等の設置】 危険なブロック塀等の撤去に伴い、新たに生垣等の設置を行う場合、その費用の一部を補助 補助額=4,000円/m 上限=10万円	登米市建設部 住宅都市整備課 建築係 TEL:0220-34-2316	https://www.city.tome.miyagi.jp/jyutakutoshi/kurashiji/anken/bosai/jishin/taisinn.html

		⑤ 高さ1m以上の苗木を50cm以下の間隔で植栽 高さ60cm以上のフェンスや板塀設置	補助率=対象経費の3分2 ※隣家との境界や、住宅敷地内等の通路に面しているブロック塀等は対象外		
5	登米市地域集会施設耐震診断助成事業	下記にすべて該当する施設 ① 昭和56年5月31日以前に着工した地域集会施設 ② 木造平屋建てから木造3階建てまでの地域集会施設 ③ 過去に市の耐震診断の助成を受けていない地域集会施設	専門家による地域集会施設の耐震診断に対し、その費用の一部を補助 上限=165,600円 補助率=対象経費の3分の2	登米市建設部 住宅都市整備課 建築係 TEL:0220-34-2316	https://www.city.tome.miyagi.jp/jyutakutoshi/kurashi/anzen/bosai/jishin/taisinn.html
6	登米市地域集会施設耐震改修工事助成事業	市の耐震診断助成事業実施要綱に基づき、耐震改修計画を策定した地域集会施設、かつ耐震診断の総合評点が、1.0未満となった地域集会施設で、改修工事完了後の総合評点が1.0以上となる地域集会施設(総合評点が0.7未満の場合、建替えも可能)	壁や基礎の補強、腐食部分の改修などを行うことによって、地震に対する安全性を高める工事に対し、費用の一部を補助 上限=666,000円 補助率=対象経費の3分の2	登米市建設部 住宅都市整備課 建築係 TEL:0220-34-2316	https://www.city.tome.miyagi.jp/jyutakutoshi/kurashi/anzen/bosai/jishin/taisinn.html
7	登米市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに建つ「危険住宅」を、安全な場所に移転する事業を行う者	①除却等費 危険住宅の除却などに要する経費で撤去費、動産移転費、仮住居費等 上限=97.5万円 ②建設助成費 危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額(年利率8.5%を限度) 上限(建物)=325万円 上限(土地)=96万円 ※補助は予算の範囲内で行います。 ※国への予算要望のため、移転等実施の前年度(9月頃)までに事前相談してください。 ※未契約(仮契約含む)、未着手であること。 詳しくは担当課までお問い合わせください。	登米市建設部 住宅都市整備課 建築係 TEL:0220-34-2316	